

令和3年1月25日

学生 各位

副学長（学生支援担当）
中 村 和 之

課外活動の再開について（通知）

令和3年1月12日付け通知にて、課外活動団体の活動を停止しているところですが、この度県内の感染者数減少により、本学の活動指針が「レベル2」に引き下げられたことに伴い、**下記に示す禁止及び制限事項の遵守を条件とし、課外活動の再開を許可します**。但し、今後の感染拡大状況により、改めて活動停止とする可能性がありますので、今後の活動を計画する際には留意ください。なお、**大学の認可を受けていない非公認の団体（令和2年12月1日付けの通知を受け、活動届を提出した団体を除く）**については、引き続き活動を停止とします。

（非公認団体で活動再開を希望する団体は、各キャンパス事務担当まで申し出てください。）

記

1 課外活動の再開許可日

令和3年1月25日（月）から

活動に際しては、各団体が定めた「新型コロナウイルス感染症拡大防止へのリスク対策」を遵守し、団体代表者は、構成員に対策の内容を十分に周知すること。

2 禁止・制限事項等

【制限事項】

○ **飲食を伴う集会（追いコン・カラオケ等）の禁止**

○ **新型コロナウイルス感染拡大地域への移動の禁止**

緊急事態宣言（都道府県が個別に発出するものを含む）および高度警戒地域への移動は原則として禁止とします。また、上記地域への大会等についても原則として参加を認めません。

○ **宿泊を伴う合宿及び登山等の活動の禁止**

宿泊を伴い長時間行動をとるとする合宿や登山等の活動については、引き続き禁止とします。

【制限事項】

○ 3密を避けられない屋内（※）での活動は禁止する。

※部室、音楽練習室等の屋内では30分に1度換気を行うこと。換気を行わず長時間継続しての活動は禁止とする。

○ 体育系団体において、更衣室等利用の際は、人数制限を行うなど十分な注意を要すること。

体調に異常を感じた時には、速やかに保健管理センターに相談すること。

3 課外活動利用施設について

体育館等の課外活動施設について、各キャンパスの指示に従い利用してください。

【参考】

◆ 本学 web サイト「新型コロナウイルスに関する対応について」

<https://www.u-toyama.ac.jp/news/2020/COVID-19.html#student>

◆ 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

【事務担当】

学務部学生支援課

TEL：076-445-6126